

平成 26 年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業を公募します

～ ポジティブ・アクション推進企業やファミリー・フレンドリー企業を表彰、
平成 26 年 1 月 1 日から応募受け付け ～

厚生労働省では、平成 26 年度「均等・両立推進企業表彰」の候補となる企業を公募しますので、お知らせします。

この表彰は、「職場での女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進しているような企業を公募し、顕彰するものです。

なお、応募期間は、平成 26 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで（消印有効）です。

【表彰の種類】

- 1 厚生労働大臣最優良賞 ……男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境を整備する企業として、特に他の模範となる取り組みを推進し、その成果が顕著である企業
- 2 均等推進企業部門
 - 厚生労働大臣優良賞 ……女性の能力発揮を促進するために、他の模範となる取り組みを推進し、その成果が認められる企業
 - 都道府県労働局長優良賞 ……各地域で、女性の能力発揮を促進するために、他の模範となる取り組みを推進している企業
 - 都道府県労働局長奨励賞 ……各地域で、女性の能力発揮を促進するための取り組みを推進していると認められる企業
- 3 ファミリー・フレンドリー企業部門
 - 厚生労働大臣優良賞 ……仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を従業員が選択できるような他の模範となる取り組みを推進し、その成果が認められる企業
 - 都道府県労働局長優良賞 ……各地域で、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を従業員が選択できるような他の模範となる取り組みを推進している企業
 - 都道府県労働局長奨励賞 ……各地域で、仕事と育児・介護が両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を従業員が選択できるような取り組みを推進していると認められる企業

候補となる企業

各賞の候補となるのは、「均等・両立推進企業表彰基準」を満たす企業です。

詳細は「均等・両立推進企業表彰」実施要領をご覧ください。

応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、宮崎労働局雇用均等室あてに、郵送またはファクシミリでご応募ください。電子申請 (<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>) での応募も受け付けています。

厚生労働大臣最優良賞および各部門の応募には、応募用紙の提出が必要です。

実施要領・応募用紙の配付

宮崎労働局雇用均等室で配付するほか、厚生労働省ホームページに掲載します。

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>)

問い合わせ先

宮崎労働局雇用均等室 TEL:0985-38-8827 FAX:0985-38-8831